

扶養控除等と所得基準

今年から「配偶者特別控除」が一部廃止されました。その結果専業主婦のご主人などは年末調整に伴う還付金が昨年よりも大幅に減額されることもあります。従来からある「配偶者控除」と未就労の子どもなどに係る「扶養控除」には所得基準があり、年間で38万円以下の所得の場合扶養に該当し控除されます。個人には所得の種類がたくさんあり、申告を要するものとそうでないものなどがあるので複雑ですが、事例に基づいて申告の有利不利も含めて検証していきたいと思います。

配偶者又は同居の子どもに以下の収入がある場合(他に所得がないものとします)に、世帯主が「配偶者控除」又は「扶養控除」(以下「扶養控除等」といいます)を受けられる基準を説明します。

1. 給与収入の場合

年収103万円以下であれば「扶養控除等」は受けられます。但し、専従者(家族社員)給与等に該当する場合は収入に関係なく控除は受けられません。

収入103万円 - 給与所得控除額65万円 = 38万円

2. 満期保険金の場合

保険料支払累計額と収入金額との差引利益金額が年126万円以下の場合、「扶養控除等」は受けられます。なお、給与所得がある方でその差引利益金額が90万円以下であり、かつ、他に所得がない場合には申告不要です。

(差引利益金額126万円 - 特別控除額50万円) ÷ 1 / 2 = 38万円

3. 上場株式等を売買した場合

「源泉徴収ありの特定口座」でのみ上場株式の売買をした場合は、所得金額に関係なく申告不要ですので「扶養控除等」は受けられます。但し、次のようなケースでは申告した方が有利になります。

複数の証券会社の特定口座のうち、いずれかで損失が出た場合

A証券 100万円の利益(源泉徴収税額 10万円) B証券 60万円の損失

100万円 - 60万円 = 40万円 (所得金額) 税額 4万円

10万円 - 4万円 = 6万円還付

このケースでは、所得金額が40万円(38万円超)となり、「扶養控除等」は受けられません。従って、申告することによる還付金額と、世帯主の「扶養控除等」が使えなくなることによる税負担増のいずれが多いかの検討が必要となります。

特定口座で損失がある場合

申告しないと、損失の繰越ができません。

特定口座の利益金額が所得控除以下の場合

利益(所得金額)30万円(源泉徴収税額 3万円)

30万円 - 基礎控除38万円 = 8万円 0 3万円還付

このケースでは、所得金額が38万円以下ですので、「扶養控除等」は受けられます。38万円を超える場合には、と同様に申告の有利不利の検討が必要です。

4. 住宅を譲渡した場合

住宅(共有持分含む)を譲渡した場合には、居住用財産の特別控除を控除前の所得金額で扶養の有無を判定します。

譲渡収入 2,000万円 - 取得価額 1,200万円 = 譲渡益 800万円

800万円 - 特別控除 800万円(最高3,000万円) = 0 税額 0

譲渡益が38万円を超えていますので、「扶養控除等」は受けられません。

上記はあくまで現行税制に基づいての記載であり、いずれも税務上の詳細な適用要件及び注意事項があります。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実行されるようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号 西野会計事務所

TEL 06-6774-8282 FAX 06-6774-8281

E-mail wataru-n@mwc.biglobe.ne.jp

URL : <http://www5a.biglobe.ne.jp/~nishino>